

米国（イリノイ州）からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省では、今般、米国イリノイ州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

1. 経緯

平成 21 年 4 月、米国政府からイリノイ州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N9 亜型）の発生を確認したとの通報を受けたことから、我が国は同州からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止しました。

2. 対応

今般、米国政府から我が国に対し、イリノイ州における鳥インフルエンザの発生に係る適切な防疫措置等に関する情報が提供され、同州における同病の清浄性について確認しました。このため、本日付けで同州に対する家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

- ・ なお、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性がまだ確認されていないミネソタ州及びペンシルバニア州に対する輸入停止措置は継続します。
- ・ 発生国又は地域から家きん等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

関連資料：

- ・ 米国（イリノイ州）からの家きん肉等の輸入一時停止措置について（平成 21 年 4 月 27 日付けプレスリリース）
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090427_1.html

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>